



函南町地域計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

なお、函南町地域計画の案に意見のある利害関係人は、縦覧期間が完了する日までに、函南町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

函南町長 仁科 喜世



1 縦覧に供する書類 函南町地域計画の案

2 函南町地域計画の案を作成した地区

上沢地区

肥田・塚本地区

3 縦覧期間 自 令和8年3月16日

至 令和8年3月30日

※午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

4 縦覧場所 函南町役場建設経済部産業振興課

5 意見書の提出先 函南町建設経済部産業振興課